

政令第 号

原子力防災会議令

内閣は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条の七の規定に基づき、この政令を制定する。

（議長）

第一条 議長は、会務を総理する。

（副議長）

第二条 副議長は、議長を助ける。

（事務局次長）

第三条 原子力防災会議（以下「会議」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に、事務局次長二人以内を置く。

2 事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（審議官）

第四条 事務局に、審議官二人以内を置く。

2 審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 審議官は、命を受けて、局務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官)

第五条 事務局に、参事官八人以内を置く。

2 参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

(会議の組織の細目)

第六条 この政令に定めるもののほか、会議の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

(会議の運営)

第七条 この政令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この政令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

理由

原子力防災会議に関し、その内部組織等を定める必要があるからである。